

令和7年度教育・保育施設等利用申込チェックシート

保護者氏名

提出書類	✓欄	保護者の状況	提出書類	注意事項
	<input type="checkbox"/>	教育・保育施設等の利用を申し込みたい。	支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	記入例参照。全員提出。児童1人につき1枚提出。
	<input type="checkbox"/>	認定こども園の保育園部、保育所、小規模保育施設等の利用を希望している(幼稚園部、幼稚園除く)。	保育を必要とする事由証明書	記入例参照。父母及び同居する65歳以下の祖父母等について提出。
	✓欄	保育を必要とする事由	証明書類	注意事項
	<input type="checkbox"/>	就労	就労証明書	記入例等参照。必ず勤務先の担当者に作成を依頼。
	<input type="checkbox"/>	自営業(個人)・農業	確定申告書等の写し	申告をされていない場合は、民生委員に証明を依頼。
	<input type="checkbox"/>	妊娠・出産	母子手帳(表紙と分娩予定日がわかるページ)の写し	
	<input type="checkbox"/>	疾病・心身の障がい	診断書(病気の場合)、手帳の写し(障がい者の場合)	保育が困難であることを証明できる書類を提出。
	<input type="checkbox"/>	看護・介護	診断書(病気の場合)、手帳の写し(障がい者の場合)、被保険者証の写し(要介護者等の場合)	看護・介護の必要な状況であることを証明できる書類を提出。
	<input type="checkbox"/>	求職活動	ハローワークカードの写し	ハローワークに登録している場合は提出。
	<input type="checkbox"/>	就学	在籍証明書又は学生証の写し、授業計画等授業時間が確認できる書類の写し	
<input type="checkbox"/>	令和6年(2024年)1月1日時点の住所地が町外だった。	個人番号申告書	異動した世帯員全員分のマイナンバーカードをお持ちの上、こども未来課窓口に提出。	
<input type="checkbox"/>	令和5年(2023年)1月1日以降に海外で所得があった。	海外居住に係る収入申告書		

確認事項	確認事項	詳細
	<input type="checkbox"/> 現在妊娠中ですか? (□はい・□いいえ)	
	<input type="checkbox"/> 【「はい」の方へ】妊娠・出産の認定を受けた入園期間の終了後は、再度書類の提出が必要です。	入園期間終了後も保育を必要とする場合は、期間中に「保育を必要とする事由証明書」を再度提出してください。なお、妊娠・出産時の入園期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。産前産後休暇中の場合は「就労証明書」にその旨を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 育児休業取得期間中は、原則入園できません。	すでに教育・保育施設等を利用している場合を除き、育児休業取得期間中の新規申込みによる入園はできません。
	<input type="checkbox"/> 求職期間中に仕事が決まった場合は、再度書類の提出が必要です。	入園事由が求職活動の方は、仕事が決まり次第速やかに「保育を必要とする事由証明書」を再度提出してください。なお、入園事由として求職活動が認められるのは3か月間のみです。
	<input type="checkbox"/> 町外の教育・保育施設をご希望の場合(転出を予定しており、申込時点で町内に住民票がある場合を含む)は、早めに準備を始めてください。	認定こども園の保育園部・保育所を希望している場合は、多可町に申込をしてください。ただし、いずれの場合も、園や市町村によって申込締切日や申込可能な条件が異なりますので、希望される園やその園がある市町村に、必要書類、申込条件等を確認の上申し込んでください。
	<input type="checkbox"/> 在宅等育児手当の支給対象児童が入園された場合は、支給対象外となります。	認定こども園等に通っていない満1~3歳の児童が対象です。詳しくは町ホームページをご確認ください。
	<input type="checkbox"/> 各種変更手続きの締切日は、変更希望月の前月20日までです。	申請時と就労状況や世帯状況が変更になった場合は、変更希望月の前月20日までに変更手続きを行ってください。詳しくは「教育・保育施設 入園のしおり」10ページをご覧ください(20日が休日の場合は休前日まで)。
	<input type="checkbox"/> 入園案内資料は必ずお読みください。	案内をお読みいただいていることを前提として、申込受付・選考・入所決定などを行います。
	<input type="checkbox"/> 手元に提出書類のコピーを保管してください。	一度ご提出いただいた書類の返却はできませんので、提出前にコピーを取つて保管していただくのがおすすめです。
	<input type="checkbox"/> 申込内容は正しく記載してください。	申込内容が事実と異なることが判明した場合は、入所の決定などを取り消す可能性があります。また、内容に変更のあった場合は必ず申し出ください。

問合せ先	〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸上281番地51 アスパル(多可町健康福祉センター) 多可町こども未来課 TEL:0795-32-2385 FAX:0795-32-1937 ※各様式は、こども未来課窓口又は町ホームページ(下記リンク先または2次元コード)等から入手できます。 https://www.town.taka.lg.jp/category_guide/detail/id=38154	